平成２８年（フ）第２３６号
相模原市南区南台５丁目２番５－604号
債務者　立花　裕美
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４０号
相模原市中央区中央４丁目７番10号　グリーンハイム203号
債務者　佐々木　弘
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２４３号
相模原市中央区上溝210番地４　クレール上溝506
債務者　池辺麻由美（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成28年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２１号
島根県出雲市今市町北本町３丁目２番地６
債務者　角田　修子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月30日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第１８１号
愛知県岡崎市若松町字乙下３番地１　ハイツおとげ102
債務者　吉永　　順
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
広島県庄原市東城町戸字1299番地３
債務者　矢吹　敬之
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第５５号
山形県東置賜郡川西町大字上小松3051番地の２
債務者　伊藤　圭子
1　決定年月日時　平成28年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第５８３号
埼玉県川口市大字東内野366番地の１　201、旧住所埼玉県川口市大字神戸785番地の１206
債務者　黒岩　光信
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６０２号
さいたま市見沼区東大宮７丁目72番地25
債務者　箭内工業こと　箭内　弘治
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６２２号
埼玉県川口市江戸袋１丁目７番５号　第１コーポ栄102号
債務者　小島　由光
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３５号
埼玉県桶川市泉２丁目10番３号　メゾンピルテ２－201号
債務者　山田美佐子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４９号
埼玉県桶川市大字坂田1743番地の32
債務者　齋田　秀樹
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７０７号
埼玉県志木市柏町５丁目９番25－301号、旧住所埼玉県朝霞市溝沼２丁目３番22号　パークハイム101号室
債務者　天内　裕樹
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区20棟401号
債務者　栗原　健司
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区20棟401号
債務者　栗原　洋美
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４２５号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁332番地１　諏訪荘Ｂ棟104号、前住所大阪府高石市取石５丁目７番45－202号
債務者　**皿**本　佳嗣
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９０１号
札幌市白石区南郷通15丁目南７番８－101号
債務者　青山　哲司
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部